

公開用

許可番号 01000000261

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏 名 有限会社須田工業

代表取締役 須田哲子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



複製厳禁

許可の年 月 日

令和 4年 4月 1日

許可の有効期限

令和11年 3月31日

公開を目的とした
許可証（写）です。

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鋳さい、⑮がれき類、⑯動物の死体、⑰ばいじん、⑱動物系固形不要物（以上18種類）

※②については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

昭和59年11月20日	新規許可
平成4年9月28日	変更許可
平成5年11月9日	変更許可
平成9年4月1日	更新許可
平成14年4月1日	更新許可
平成17年10月4日	変更許可
平成19年4月1日	更新許可
平成24年4月1日	更新許可
平成28年5月12日	変更許可
平成29年4月1日	更新許可
令和4年4月1日	更新許可

4 積替え許可の有無 ☒有・無

市名 前橋市 許可番号 11410000261

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・☒無